

第七号の二様式(用紙日本産業規格A4)(第三条・第十条の二関係)

外国の法人税等の額の控除に関する明細書(その1)		事業年度又は連結事業年度	・	・	法人名	
政令第9条の7第6項ただし書又は令和2年旧政令第9条の7第7項ただし書の規定の適用の有無		有・無	前3年以内の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額の明細			
当期において控除する外国税額及び税額控除不足額相当額の計算		事業年度又は連結事業年度	控除未済外国税額等 ^⑮	当期控除額 ^⑯	翌期繰越額 ^{⑮-⑯} ^⑰	
控除対象外国税額	当期の控除対象外国税額(別表1の⑥)	円	円	円	/	
	前3年以内の控除限度額を超える外国税額(別表1の⑱)					
	計 ①+②					円
当期分の控除外国税額	国税の控除限度額(別表1の①、同表の⑥又は(同表の①+同表の②))					
	外国税額のうち④の額を超える額 ③-④					
	道府県民税の控除限度額(別表1の③)					
	前3年以内の控除余裕額のうち当期加算額(別表1の㉑)					
	計 ⑥+⑦					
⑨又は当初申告税額控除額 ⑩						
前3年以内の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額 ⑪						
法第53条第42項により控除できる金額(別表7(その1)の⑧) ⑫			当期分			
当期分として算定した法人税割額 ^㉒ 又は第6号様式の⑦-⑧+⑨-⑩、第6号様式(その2)の⑦-⑧+⑨-⑩若しくは第6号様式(その3)の⑦-⑧+⑨-⑩ ⑬			計 ⑪	円	円	
当期において控除する外国税額及び税額控除不足額相当額(⑬若しくは(⑩+⑪+⑫)のうち少ない額又は⑭) ⑭						
各道府県ごとに控除する外国税額及び税額控除不足額相当額の明細						
事務所又は事業所		従業者数又は補正後の従業者数	控除すべき外国税額等 ^⑱	各道府県ごとに算定した法人税割額 ^⑲	各道府県ごとに控除する外国税額等(⑱又は⑲のうち少ない額) ^⑳	
名称	所在地	人	円	円	円	
合計				㉑	㉒	

第七号の二様式(用紙日本産業規格A4)(第三条・第十条の二関係)

外国の法人税等の額の控除に関する明細書 (その2)		事業年度又は 連結事業年度	・ ・	・ ・	法人 名				
政令第9条の7第6項ただし書又は令和2年旧政令第9条の7第7項ただし書の規定の適用の有無		有・無		前3年以内の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額の明細					
政令第48条の13第7項ただし書又は令和2年旧政令第48条の13第8項ただし書の規定の適用の有無		有・無		事業年度又は 連結事業年度	控除未済 外国税額等	当期控除額	翌期繰越額		
当期において控除する外国税額及び税額控除不足額相当額の計算					⑯	⑰	⑰-⑱		
控除対象外国税額	当期の控除対象外国税額 (別表1の⑥)	円	・	道 府 民 税			/		
	前3年以内の控除限度額を超える 外国税額(別表1の⑱)		・	市 民 税					
	計 ①+②		・	道 府 民 税					
当 期 分 の 控 除 外 国 税 額	国 税 の 控 除 限 度 額 (別表1の①、同表の⑥又は(同表の①+同 表の②))		・	道 府 民 税			/		
	外国税額のうち④の額を超える額 は上段に、④と⑥の合計額を超える 額は下段に		・	市 民 税					
	道府県民税の控除限度額 (別表1の③)		・	道 府 民 税					
	市町村民税の控除限度額 (別表1の④)		・	市 民 税					
	前3年以内の控除余裕額のうち 当期加算額(別表1の⑭)は上段に、⑮ は下段に	(イ) (ロ)	・	道 府 民 税					
	計 (⑥+⑧(イ)は上段に、⑦+⑧(ロ)は下 段に)		・	市 民 税					
	当期分の控除外国税額 (⑤又は⑨の各段のうち少ない額)	(イ) (ロ)	・	道 府 民 税					
	⑩又は当初申告税額控除額	(イ) (ロ)	計 ⑫	道 府 民 税					
	前3年以内の控除未済外国税額及び 控除未済税額控除不足額相当額	(イ) (ロ)		市 民 税					
	法第53条第42項及び第321条の8第42項に より控除できる金額(別表7(その2)の⑧)	(イ) (ロ)	当 期 分	道 府 民 税					
当期分として算定した法人税割額(⑳若しくは ㉑又は第6号様式の⑦-⑧+⑨-⑩、第6 号様式(その2)の⑦-⑧+⑨-⑩若しくは第 6号様式(その3)の⑦-⑧+⑨-⑩)		翌期繰越額計	道 府 民 税						
当期において控除する外国税額及び税額 控除不足額相当額(⑭若しくは(⑪+⑫+ ⑬)のうち少ない額又は㉒及び㉓)			市 民 税						
各都道府県・市町村ごとに控除する外国税額及び税額控除不足額相当額の明細									
事務所又は事業所		従業者数 又は補正 後の従業 者数	各都道府県ご とに控除す べき外国税額等	各都道府県ご とに算定した 法人税割額	各都道府県ご とに控除する 外国税額等 (⑰又は⑱のう ち少ない額)	従業者数 又は補正 後の従業 者数	各市町村ご とに控除す べき外国税額等	各市町村ご とに算定した法 人税割額	各市町村ご とに控除する 外国税額等 (㉒又は㉓の うち少ない額)
特 別 区 以 外	名 称	所 在 地	人	円	円	円	人	円	円
	小 計		/	㉔			/	㉔	
特別区			㉕((⑪(イ)+ ⑫(イ)+⑬ (イ))-㉖)				㉕((⑪(ロ) +⑫(ロ)+ ⑬(ロ))-㉖)		
合 計			㉗	㉘	㉙		㉗	㉘	㉙
				控除未済繰 越額	㉚-㉛ ㉜				
						控除未済繰 越額	㉚-㉛ ㉜		

第7号の2様式記載要領

- 1 この明細書は、外国において課された外国の法人税等の額を法第53条第38項及び第321条の8第38項又は地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号)附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法第53条第26項及び第321条の8第26項の規定により法人税割額から控除しようとする場合に記載し、東京都内に事務所又は事業所を有する法人が東京都に提出する第6号様式、第6号様式(その2)若しくは第6号様式(その3)の申告書又は第10号の3様式の更正請求書に添付する場合は(その2)により、それ以外の場合は(その1)によること。なお、(その2)は(その1)に代えて使用して差し支えないものであること。
- 2 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、第6号様式、第6号様式(その2)若しくは第6号様式(その3)の申告書又は第10号の3様式の更正請求書に添付する場合にあっては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。
- 3 (その1)の記載に当たっては、次によること。
 - (1) 「国税の控除限度額④」の欄は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を記載すること。
 - (イ) 第7号の2様式別表1の「当期の控除対象外国税額⑥」の欄の金額が、第7号の2様式別表1の「法人税の控除限度額①」の欄の金額以下の場合 第7号の2様式別表1の「法人税の控除限度額①」の欄の金額
 - (ロ) 第7号の2様式別表1の「当期の控除対象外国税額⑥」の欄の金額が、第7号の2様式別表1の「法人税の控除限度額①」の欄の金額を超え、かつ、同欄の金額と同表の「地方法人税の控除限度額②」の欄の金額の合計額以下の場合 第7号の2様式別表1の「当期の控除対象外国税額⑥」の欄の金額
 - (ハ) 第7号の2様式別表1の「当期の控除対象外国税額⑥」の欄の金額が、第7号の2様式別表1の「法人税の控除限度額①」の欄の金額と同表の「地方法人税の控除限度額②」の欄の金額の合計額を超える場合 当該合計額
 - (2) 「道府県民税の控除限度額⑥」の欄は、政令第9条の7第6項本文又は地方税法施行令の一部を改正する政令(令和2年政令第264号)による改正前の政令(以下この記載要領において「令和2年旧政令」という。)第9条の7第7項本文の規定により計算する法人にあっては、法人税の控除限度額(法人税の明細書(別表6(2))の(17)、法人税の明細書(別表6の2(2)付表)の(13)又は法人税の明細書(別表6の2)の(11))に法第51条第1項に規定する標準税率を乗じて計算した金額を記載すること。

また、政令第9条の7第6項ただし書又は令和2年旧政令第9条の7第7項ただし書の規定により計算する法人にあっては、第7号の2様式別表2の道府県民税の控除限度額の「合計⑦」の欄の金額を記載すること。
 - (3) 「⑨又は当初申告税額控除額⑩」の欄の記載に当たっては、次によること。
 - (イ) (ロ)に規定する場合((ハ)に規定するときを含む。)以外の場合には、「又は当初申告税額控除額」を抹消すること。
 - (ロ) 通算法人(法人税法第2条第12号の7の2に規定する通算法人をいう。以下この記載要領において同じ。)の適用事業年度(法第53条第39項に規定する適用事業年度をいう。(ハ)において同じ。)について同項の規定の適用を受ける場合((ハ)に規定するときを除く。)には、「⑨又は」を抹消すること。
 - (ハ) 既に通算法人の適用事業年度について法第53条第40項(第1号及び第3号に係る部分に限る。)の規定を適用して同条第34項に規定する申告書の提出又は法第55条第1項若しくは第3項の規定による更正がされていた場合において、当該適用事業年度につき法第53条第39項の規定の適用を受けるときは、当該申告書又は当該更正のうち、最も新しいものに基づき「⑨又は当初申告税額控除額⑩」の欄の金額として計算される金額を記載すること。
 - (4) 「控除未済外国税額等⑮」から「翌期繰越額⑰」までの各欄は、各事業年度又は各連結事業年度(所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)第3条の規定(同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。)による改正前の法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。)の欄の上段は政令第9条の7第19項又は令和2年旧政令第9条の7第20項に規定する控除未済外国法人税等額につい

て記載し、下段は政令第9条の7の2第1項の規定による読替え後の政令第9条の7第19項に規定する控除未済税額控除不足額相当額について記載すること。

- (5) 「控除未済外国税額等^⑮」の欄の記載に当たっては、次によること。
- (イ) 当該法人を合併法人(法人税法第2条第12号に規定する合併法人をいう。以下この記載要領において同じ。)、分割承継法人(同条第12号の3に規定する分割承継法人をいう。以下この記載要領において同じ。))又は被現物出資法人(同条第12号の5に規定する被現物出資法人をいう。以下この記載要領において同じ。))とする適格合併等(適格合併(同条第12号の8に規定する適格合併をいう。)、適格分割(同条第12号の11に規定する適格分割をいう。以下この記載要領において同じ。))又は適格現物出資(同条第12号の14に規定する適格現物出資をいう。以下この記載要領において同じ。))をいう。以下この記載要領において同じ。))が行われた場合において政令第9条の7第20項又は令和2年旧政令第9条の7第21項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、第7号の2様式別表5(その1)の「当該法人の調整後の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額^⑦」の欄の金額を記載すること。
- (ロ) 当該法人を分割法人(法人税法第2条第12号の2に規定する分割法人をいう。以下この記載要領において同じ。))又は現物出資法人(同条第12号の4に規定する現物出資法人をいう。以下この記載要領において同じ。))とする適格分割等(適格分割又は適格現物出資をいう。以下この記載要領において同じ。))が行われた場合において政令第9条の7第27項又は令和2年旧政令第9条の7第28項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、第7号の2様式別表6(その1)の「当該法人の調整後の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額^⑤」の欄の金額を記載すること。
- (6) 「各道府県ごとに算定した法人税割額^⑲」の欄は、第6号様式、第6号様式(その2)又は第6号様式(その3)の「法人税割額^⑦」の欄の金額から「道府県民税の特定寄附金税額控除額^⑧」の欄の金額を控除し、「税額控除超過額相当額の加算額^⑨」の欄の金額を加算し、「外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額^⑩」の欄の金額を控除した金額を記載すること。
- 4 (その2)の記載に当たっては、次によること。
- (1) 「国税の控除限度額^④」の欄は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を記載すること。
- (イ) 第7号の2様式別表1の「当期の控除対象外国税額^⑥」の欄の金額が、第7号の2様式別表1の「法人税の控除限度額^①」の欄の金額以下の場合 第7号の2様式別表1の「法人税の控除限度額^①」の欄の金額
- (ロ) 第7号の2様式別表1の「当期の控除対象外国税額^⑥」の欄の金額が、第7号の2様式別表1の「法人税の控除限度額^①」の欄の金額を超え、かつ、同欄の金額と同表の「地方法人税の控除限度額^②」の欄の金額の合計額以下の場合 第7号の2様式別表1の「当期の控除対象外国税額^⑥」の欄の金額
- (ハ) 第7号の2様式別表1の「当期の控除対象外国税額^⑥」の欄の金額が、第7号の2様式別表1の「法人税の控除限度額^①」の欄の金額と同表の「地方法人税の控除限度額^②」の欄の金額の合計額を超える場合 当該合計額
- (2) 「道府県民税の控除限度額^⑥」の欄は、政令第9条の7第6項本文又は令和2年旧政令第9条の7第7項本文の規定により計算する法人にあっては、法人税の控除限度額(法人税の明細書(別表6(2))の(17)、法人税の明細書(別表6の2(2)附表)の(13)又は法人税の明細書(別表6の2)の(11))に法第51条第1項に規定する標準税率を乗じて計算した金額を記載すること。
- また、政令第9条の7第6項ただし書又は令和2年旧政令第9条の7第7項ただし書の規定により計算する法人にあっては、第7号の2様式別表2の道府県民税の控除限度額の「合計^⑦」の欄の金額を記載すること。
- (3) 「市町村民税の控除限度額^⑦」の欄は、政令第48条の13第7項本文又は令和2年旧政令第48条の13第8項本文の規定により計算する法人にあっては、法人税の控除限度額(法人

税の明細書(別表6(2))の(17)、法人税の明細書(別表6の2(2)付表)の(13)又は法人税の明細書(別表6の2)の(11))に法第314条の4第1項に規定する標準税率を乗じて計算した金額を記載すること。

また、政令第48条の13第7項ただし書又は令和2年旧政令第48条の13第8項ただし書の規定により計算する法人にあっては、第20号の4様式別表2の市町村民税の控除限度額の「合計⑦」の欄の金額を記載すること。

- (4) 「⑩又は当初申告税額控除額⑪」の欄の記載に当たっては、次によること。
 - (イ) (ロ)に規定する場合((ハ)に規定するときを含む。)以外の場合には、「又は当初申告税額控除額」を抹消すること。
 - (ロ) 通算法人の適用事業年度(法第53条第39項及び第321条の8第39項に規定する適用事業年度をいう。(ハ)において同じ。))について法第53条第39項及び第321条の8第39項の規定の適用を受ける場合((ハ)に規定するときを除く。)には、「⑩又は」を抹消すること。
 - (ハ) 既に通算法人の適用事業年度について法第53条第40項(第1号及び第3号に係る部分に限る。)及び第321条の8第40項(第1号及び第3号に係る部分に限る。)の規定を適用して法第53条第34項及び第321条の8第34項に規定する申告書の提出又は法第55条第1項若しくは第3項及び第321条の11条第1項若しくは第3項の規定による更正がされていた場合において、当該適用事業年度につき法第53条第39項及び第321条の8第39項の規定の適用を受けるときは、当該申告書又は当該更正のうち、最も新しいものに基づき「⑩又は当初申告税額控除額⑪」の欄の金額として計算される金額を記載すること。
- (5) 「控除未済外国税額等⑫」から「翌期繰越額⑬」までの各欄は、各事業年度又は各連結事業年度の「道府県民税」の欄の上段は政令第9条の7第19項又は令和2年旧政令第9条の7第20項に規定する控除未済外国法人税等額について記載し、下段は政令第9条の7の2第1項の規定による読替え後の政令第9条の7第19項に規定する控除未済税額控除不足額相当額について記載し、各事業年度又は各連結事業年度の「市町村民税」の欄の上段は政令第48条の13第20項又は令和2年旧政令第48条の13第21項に規定する控除未済外国法人税等額について記載し、下段は政令第48条の13の2第1項の規定による読替え後の政令第48条の13第20項に規定する控除未済税額控除不足額相当額について記載すること。
- (6) 「控除未済外国税額等⑭」の欄の記載に当たっては、次によること。
 - (イ) 当該法人を合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人とする適格合併等が行われた場合において政令第9条の7第20項及び第48条の13第21項又は令和2年旧政令第9条の7第21項及び第48条の13第22項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、第7号の2様式別表5(その2)の「当該法人の調整後の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額⑦」の欄の金額を記載すること。
 - (ロ) 当該法人を分割法人又は現物出資法人とする適格分割等が行われた場合において政令第9条の7第27項及び第48条の13第28項又は令和2年旧政令第9条の7第28項及び第48条の13第29項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、第7号の2様式別表6(その2)の「当該法人の調整後の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額⑤」の欄の金額を記載すること。
- (7) 「各都道府県ごとに算定した法人税割額⑯」の欄は、第6号様式、第6号様式(その2)又は第6号様式(その3)の「法人税割額⑦」の欄の金額から「道府県民税の特定寄附金税額控除額⑧」の欄の金額を控除し、「税額控除超過額相当額の加算額⑨」の欄の金額を加算し、「外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額⑩」の欄の金額を控除した金額を記載すること。
- (8) 「各市町村ごとに算定した法人税割額⑰」の欄は、第20号様式の「課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額⑤」の「税額」の欄の金額又は「2以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額⑥」の「税額」の欄の金額から「市町村民税の特定寄附金税額控除額⑦」の欄の金額を控除し、「税額控除超過額相当額の加算額⑧」の欄の金額

を加算し、「外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額⑨」の欄の金額を控除した金額を記載すること。